

報道各位

新潟市建築部公共建築課

災害救助法に基づく被災者住宅応急修理制度（国・県制度）
に係る申込期限等の延長のお知らせ

令和6年能登半島地震により被害を受けた住宅について、被災者住宅応急修理制度により、申込期限を令和6年6月28日、完了期限を令和6年12月31日として日常生活に必要な最小限度の部分の修理を支援しているところですが、この度、新潟県より下記のとおり申込期限及び完了期限の延長の通知がありましたので、報道機関の皆様におかれましては被災者の皆様への周知についてご協力お願いいたします。

1 申込期限及び完了期限の変更

	変更前	変更後
申込期限	令和6年6月28日（金） まで	令和6年12月31日（火） まで
完了期限	令和6年12月31日（火） まで	上記期限までに申し込みされた 工事が、完了するまで。 （速やかな工事施工をお願いします。）

お問い合わせ先
新潟市建築部公共建築課 岸本・石田
電話 025-226-2880（直通）